

○苫小牧工業高等専門学校後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は、苫小牧工業高等専門学校後援会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、苫小牧工業高等専門学校の教育活動に協力し、後援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学校と家庭の連絡
- 二 教育目的達成のための施策援助
- 三 学生並びに会員の福利厚生への援助
- 四 その他本会の目的を達成するための必要事項

第3章 組織

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員 学生の保護者
- 二 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第4章 役員

第5条 本会には、次の役員を置く。

- 一 顧問 若干名
- 二 会長 1名
- 三 副会長 2名
- 四 理事 若干名
- 五 会計監査 2名

第6条 各役員の任期は、次の各号のとおりとする。

- 一 前条第一号から第三号及び第五号に定める役員の任期は2ヶ年とする。但し中途就任者は前任者の残任期間とする。
- 二 前条第四号に定める役員の任期は、第1学年から選出される者は1ヶ年、その他の者は2ヶ年とする。但し中途就任者は前任者の残任期間とする。
- 三 各役員は、兼任することはできないが、再任は妨げない。

第7条 顧問は、理事会の議を経て推薦する。

第8条 会長、会計監査は、総会において選出する。

第9条 副会長、理事は、会長が委嘱する。

第5章 役員の任務

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 顧問は、重要事項について本会の諮問に応ずる。
- 二 会長は、会務を総括する。
- 三 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 四 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。

五 会計監査は、会計を監査する。

第6章 会議

第11条 本会の会議は、次の3種類とする。

- 一 定期総会
- 二 臨時総会
- 三 理事会

第12条 定期総会は、毎年1回4月にこれを開き、次の事項を承認並びに決定する。

- 一 前年度の会務及び決算報告
- 二 当該年度の役員選出
- 三 当該年度の予算決定
- 四 その他必要事項

第13条 臨時総会は、理事会が特に必要と認めた場合、会長はこれを招集し必要事項を決議する。

第14条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- 一 総会に諮る事項
- 二 その他必要事項

第15条 緊急を要する場合は、理事会をもって総会に代えることができる。この場合は、総会の事後承認を得なければならない。

第16条 会長は、いずれの会議をも招集し、議長となる。

第17条 各会議の決議は、出席者の過半数以上の賛成がなければ決議することができない。

第7章 会計

第18条 本会の会計は、次の収入によって経理する。

- 一 正会員の入会金10,000円（入会時に納入）
- 二 正会員の会費年額17,000円（4月に10,000円、10月に7,000円納入）
- 三 賛助会員の会費
 - イ 本校卒業生（引き続き専攻科に入学する者は除く。）の保護者及び専攻科修了生の保護者（原則として1年会員とする）

年額	1口	3,000円
----	----	--------
 - ロ イ以外の会員

年額	1口	5,000円
----	----	--------
- 四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外国人留学生の保護者については、当分の間、入会金並びに会費を免除する。

第19条 既納の会費は、いかなる事情があっても返還しない。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第8章 会則の改廃等

第21条 本会則の改正は、会長又は会員10名以上が発議し総会の決議を得なければならない。

第22条 本会則の実施上、必要な細則は、会長が別にこれを定める。

附 則

この会則は、昭和39年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、昭和40年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、昭和44年4月9日から施行し、昭和44年度の入会員から適用する。

附 則

この会則は、昭和50年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、昭和58年4月8日から施行する。
- 2 昭和58年度における正会員の入会金、会費及び賛助会員の額は、第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、昭和61年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年4月11日から施行する。
- 2 平成7年度における正会員の会費の額は、第21条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、平成9年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月5日から施行する。
- 2 平成29年4月1日現在の第3学年以上の理事の取り扱いについては、なお従前の例による。